

## クレジットを利用する皆様へのお願い

クレジット会社は、利用者保護の観点から、適正な与信に努めております。クレジットを利用する皆様におかれましても以下の点にご留意ください。

- 1 クレジットは信用です。  
無理のないよう計画的にご利用ください。
- 2 約款や利用明細書は皆様にとって重要な事項が記載されていますので、必ずご確認ください。
- 3 クレジットの審査は、クレジット会社が法令等に基づき、様々な項目を調査した上で総合的に判断します。



## 社団法人日本クレジット協会の活動について

社団法人日本クレジット協会は、割賦販売法に基づく認定割賦販売協会です。

### 協会は業界の自主規制を強化し、次のような業務を行っています

- 業界の自主ルールを定めています。
- 自主ルールが実行されるよう、会員に遵守状況の調査指導をしています。
- 利用者の利益保護のために、加盟店に関する情報を登録し、共同して利用する制度(加盟店情報交換制度)の運営をしています。
- 利用者の相談・苦情の対応を行うとともに、パンフレットやリーフレットの作成、広告、各種説明会への参加などによる広報・啓発活動を行っています。

《 会員であるクレジット会社、経済産業省をはじめ、関係先と連携します 》



詳しい活動については、当協会のホームページをご覧ください。

<http://www.j-credit.or.jp/>

利用者の皆様からの相談・苦情を以下にて受け付けています。



クレジットに関する相談はこちら

消費者相談室 Tel 03-5645-3361

受付時間: 10:00~12:00 13:00~17:00

月曜日~金曜日(ただし、祝祭日および年末年始を除く)

個人情報に関する相談はこちら

個人情報保護推進センター Tel 03-5645-3360

受付時間: 10:00~12:00 13:00~16:00

月曜日~金曜日(ただし、祝祭日および年末年始を除く)

割賦販売法の改正により



# クレジットの審査などに 新しいルールが導入

されています。



クレジットを利用する際には、クレジット会社の審査が行われます。この審査では、クレジット会社はクレジット代金の支払能力を総合的に判断するために利用者の様々な項目を調査します。これに加え、最も多く利用されているクレジット取引の「信用購入あっせん」では、クレジット会社には割賦販売法により、利用者の「年収」、「生活維持費」、「クレジット債務」に基づいて、合理的に「支払可能見込額」を算定することが義務付けられています。

**「支払可能見込額」を超えるクレジット契約は原則としてできません。**

その他、割賦販売法には様々なクレジット取引のルールが定められています。

かっぱはんぱいほう  
割賦販売法とは  
クレジット取引のルールを  
定めた法律です。

※この法律の対象取引は分割やリボルビングなど2ヶ月を超える支払いであり、翌一括払いは含まれません。

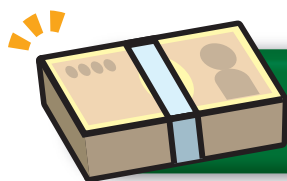
クレジット博士

# 1 支払可能見込額とは ▶▶▶

具体的なルールの内容について見てみよう。まずは支払可能見込額調査からじゃ。



支払可能見込額調査？どんな内容かな？



## 支払可能見込額とは

利用者の年収から生活を維持するために必要な支出や債務などを除き、利用者が無理なくクレジット代金として1年間に支払うことができる金額です。

[支払可能見込額(基本的な算定式)]

$$\text{① 年収} - \text{② 生活維持費} - \text{③ クレジット債務}$$

### ① 年収

自己申告に基づきます。年収証明書等の証明書類を提出する必要はありません。

### ② 生活維持費

過度にプライバシーに踏み込むことがないように、法律で一律に金額が定められています。世帯の人数、住宅所有の有無、居住地などにより異なります。

居住形態	4人世帯以上	3人世帯	2人世帯	1人世帯
持家かつ住宅ローン無 持家無かつ借賃負担無	200万円	169万円	136万円	90万円
持家かつ住宅ローン有 持家無かつ借賃負担有	240万円	209万円	177万円	116万円

※(東京23区等最高値の例)

### ③ クレジット債務

クレジット代金の年間支払予定額です。(ただし、割賦販売法の適用外である翌月1回払いは含みません)クレジット会社は「指定信用情報機関」※1を利用して他のクレジット会社の支払予定額を含めて確認します。※2

※1「指定信用情報機関」：割賦販売法に基づき、経済産業大臣から指定を受けた機関で、利用者等のクレジットの利用状況や履歴を管理し、クレジット会社が審査を行う際に情報を提供しています。

※2 クレジット会社が調査する項目としては、クレジット債務のほか、支払履歴(遅延の有無など)、金銭の借入れ状況なども確認します。

## 支払可能見込額の算出例

クレ夫さんの場合

年収	400万円
居住地	東京都中央区
住宅ローン	有
世帯人数	4人
生活維持費	240万円(2ページの表を参照)
クレジット債務	30万円(年間)



### 個別クレジットの場合

「個別クレジット」とは、商品等を購入する都度、クレジット契約を結ぶ形態です。

$$\begin{array}{l} \text{申告に基づく年収} \\ \text{年収から生活維持費を引きます} \\ \text{クレジット債務がある場合は年間の債務を引きます} \end{array} \begin{array}{l} 400\text{万円} \\ - \\ 240\text{万円} \\ - \\ 30\text{万円} \end{array} = 130\text{万円}$$

クレ夫さんは、原則として130万円以内の個別クレジットの契約ができます。

### クレジットカードの場合

$$\begin{array}{l} \text{申告に基づく年収} \\ \text{年収から生活維持費を引きます} \\ \text{クレジット債務がある場合は年間の債務を引きます} \\ \text{クレジットカードの場合は0.9を乗じます(経済産業大臣が告示した率)} \end{array} \begin{array}{l} 400\text{万円} \\ - \\ 240\text{万円} \\ - \\ 30\text{万円} \end{array} \times 0.9 = 117\text{万円}$$

クレジット会社は、クレ夫さんに対してクレジットカードの新規発行や更新をする場合は、原則として117万円以内の利用可能枠を設定することができます。

クレジットの利用金額が支払可能見込額を超える場合は、クレジットの利用が出来ないので注意が必要じゃぞ。\*

※生活に必要な耐久消費財の購入など、一部例外があります。  
※翌月一括払いを除きます。



# 2 クレジットカード

(包括信用購入あっせん)の場合



支払可能見込額調査は、以下のときに行われるのじゃ

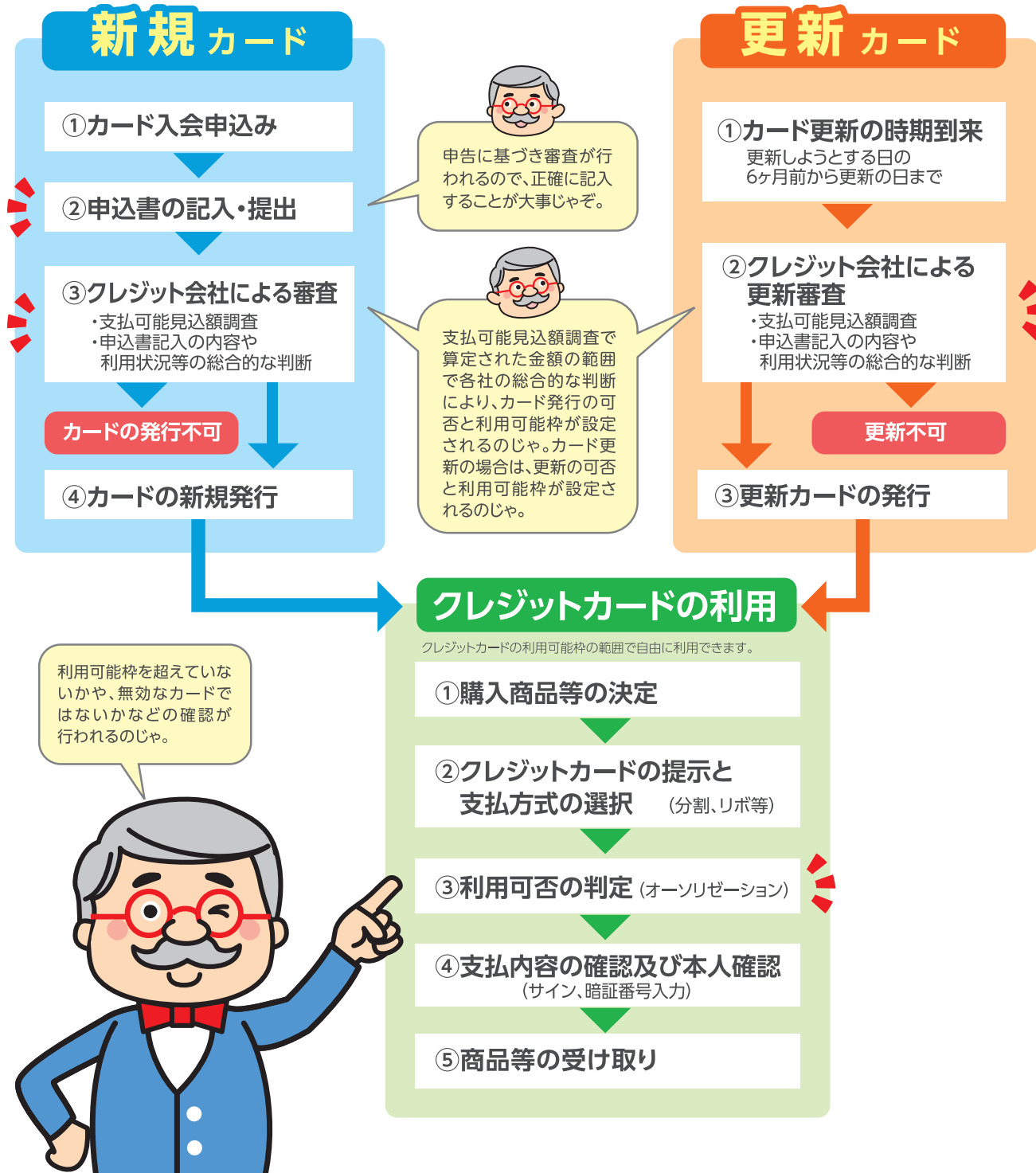
1 クレジットカードを新たに申し込むとき

2 クレジットカードの更新を受けるとき

3 クレジットカードの利用可能枠を一時的に増額しようとするとき



## クレジットカードの利用の流れ



## クレジット博士のQ&A その①

**Q** 申込用紙の記載事項はプライバシーに関する事項が多いのだけど、きちんと書かないとだめなの？

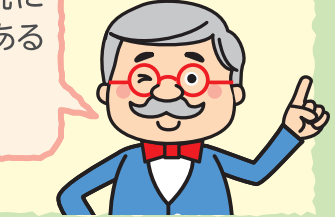
**A** 申込用紙に記載された事項に基づいて審査が行われるため、正確な情報を提供しないと審査が出来ず、カードが発行されないこともあるのじゃよ。

**Q** 専業主婦や学生などで収入がない(低い)場合の、審査はどうなるの？

**A** 専業主婦や学生などにも支払可能見込額調査は行われるのじゃ。ただし、同意のもとで配偶者や親などの年収を合算して計算することも可能じゃよ。

**Q** 今もっているクレジットカードの利用可能枠は更新のときにどうなるの？

**A** 更新のときにも支払可能見込額調査が行われ、利用可能枠が見直されるのじゃ。利用状況によっては、更新されない場合もあるのじゃよ。

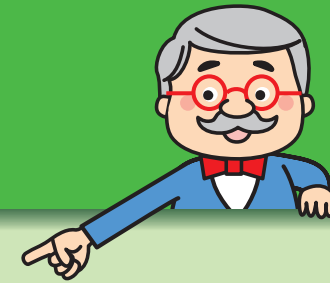


クレジットカードには、商品等の代金を後払いにする「ショッピング」の機能とお金を借り入れる「キャッシング」の機能があります。割賦販売法に基づく「支払可能見込額調査」は「ショッピング」に関する審査で行われます。キャッシング機能の審査は、別の法律である「貸金業法」に基づき行われます。

<b>ショッピング</b> 商品等の代金を後払いにする	<b>キャッシング</b> お金を借り入れる
割賦販売法に基づく支払可能見込額調査	

# 3 個別クレジット

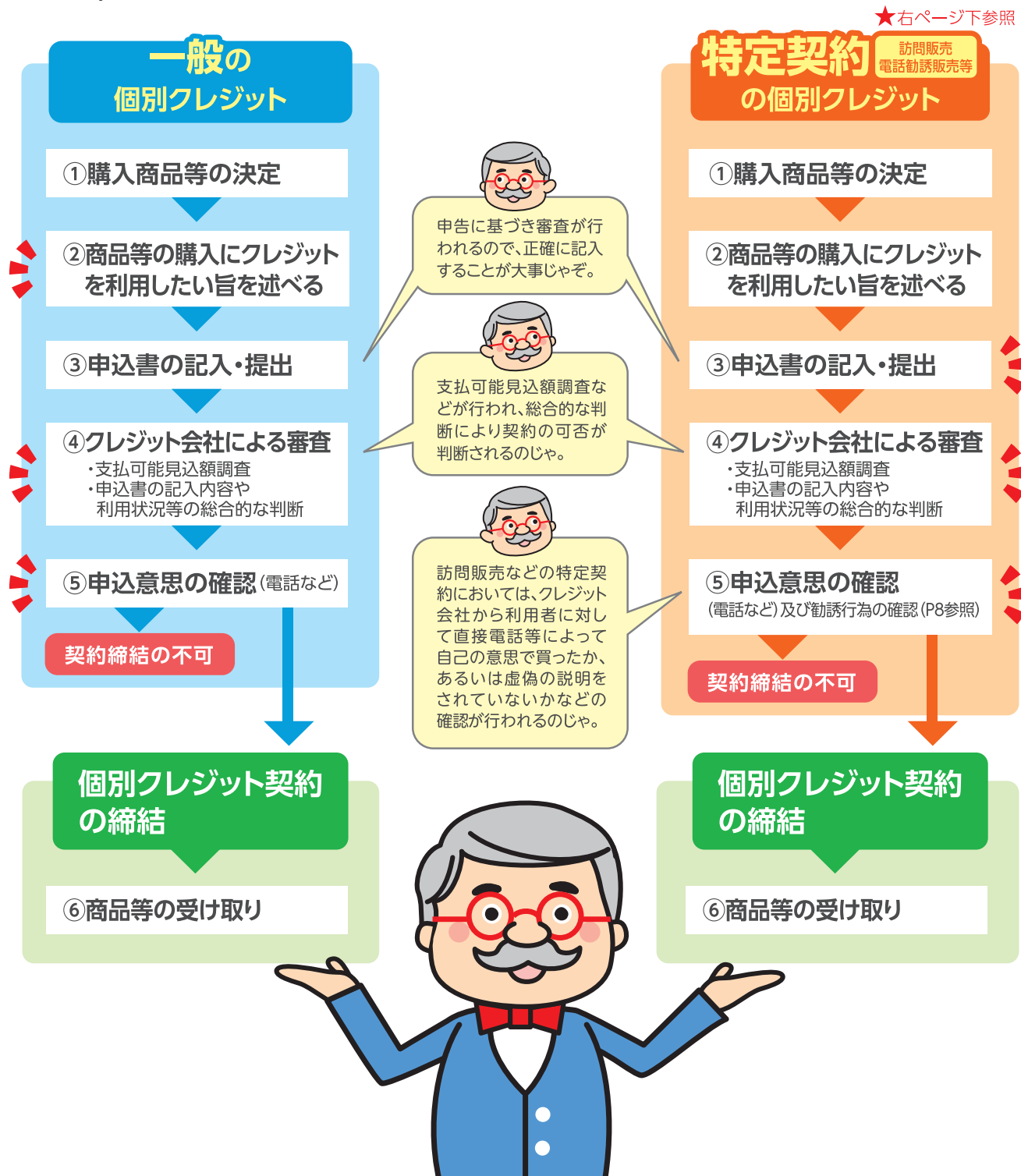
(個別信用購入あっせん)の場合



支払可能見込額調査は、個別クレジットの場合、商品等の購入の際に行われるのじゃ。



## 個別クレジットの利用の流れ

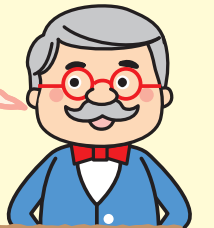


## クレジット博士のQ&A その2



**Q** 申込用紙の記載事項はプライバシーに関する事項があるし、記入項目も多いように感じるのだけど、きちんと書かないとだめなの？

**A** 申込用紙に記載された事項に基づいて審査が行われるため、正確な情報を提供しないと審査が出来ず、個別クレジットの契約ができないこともあるのじゃよ。



**Q** 店頭で商品を買うのと訪問販売等で買うのとで審査内容が違うの？

**A** 訪問販売などの特定契約の場合には「**勧誘行為の確認**」が行われるのじゃ。訪問販売などの特定契約<sup>\*</sup>は、特定商取引法という法律に基づき利用者保護のための規制が強化されているのじゃよ。特定契約<sup>\*</sup>の場合、クレジットを使うケースが多いため、**割賦販売法**でも利用者保護のための規制が強化されているのじゃよ。



**Q** 携帯電話のような少額な商品に個別クレジットを利用する際も、支払可能見込額調査が行われるの？

**A** もちろん、通常の審査は行われるのじゃ。ただし、少額な商品(10万円以下の生活に必要な耐久消費財)を店頭で購入する場合などについては、法律に基づく支払可能見込額調査は義務付けられていないのじゃよ。



★特定契約とは、特定商取引法により定められている5種類の取引で、訪問販売のほか、電話勧誘販売、特定継続的役務提供、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引があります。

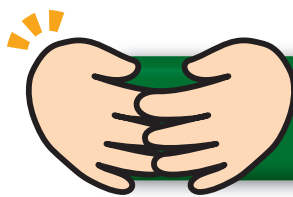


# 4 特定契約における 利用者の利益保護

支払可能見込額調査以外でも、訪問販売などの特定契約に関して法律が変わったのじゃ、それを紹介するぞ。



なるほど、特定契約についても法律が変わったのか。



## 特定契約における利用者の利益保護

### 1 クレジット会社による 加盟店の勧誘行為の 確認

クレジット会社は、個別クレジットの契約の締結前に、利用者が不利益を被るようなことがないように、加盟店の勧誘方法を確認するための書面を加盟店を通じてお渡しします。重要な書類ですので必ずご確認ください。

後日、直接電話により、利用者の方に商品などの説明がカタログ通りだったかなど契約内容の確認や、勧誘時に事実と異なる説明がなかったなど法律で定める禁止行為の有無を確認します。



### 2 特定契約に係る 個別クレジット契約の クーリングオフが可能に

訪問販売などの特定商取引法においてクーリングオフが出来る場合において、個別クレジット契約自体のクーリングオフ制度が設けられました。法定書面を受領した日から8日又は20日以内であれば、書面により、個別クレジット契約の解除(クーリングオフ)を無条件ですることが出来ます。なお、クレジット会社に対してクーリングオフの申出をすることにより、売買契約等についても合わせてクーリングオフされることになります。

●訪問販売 ●電話勧誘販売 ●特定継続的役務提供	8日
●連鎖販売取引 ●業務提供誘引販売	20日

### 3 特定契約にかかるクレジット契約の撤回や取消が可能に

#### 過量販売の個別クレジット契約の 申込の撤回等が可能に!

訪問販売における日常生活で通常必要とされる量を著しく超える個別クレジット契約の申込をした場合は、一定の条件によりその申込の撤回等が出来ます。なお、申込の撤回等の期間は当該契約の締結のときから1年以内です。

#### 不実告知等による 個別クレジット契約の取消が可能に!

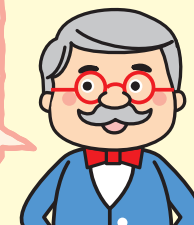
事実と異なる説明などにより誤認して個別クレジット契約をした場合は一定の条件により取り消せます。

## クレジット博士のQ&A その③

Q 加盟店の勧誘行為の確認って具体的には何をやるの?



A 商品などの説明がカタログ通りだったかなど契約の内容の確認や、勧誘時に事実と異なる説明をされていないかなど法律で定める禁止行為の有無などを確認するのじゃよ。もちろん利用者の方も契約者として契約内容を確認することは重要じゃよ。



Q 個別クレジットでも契約の解除が出来るようになったの?



A 全ての取引で出来るわけではないが、特定商取引法で定める訪問販売などの場合に、一定の条件により出来るようになったのじゃよ。



Q 過量ってどのくらいをいうの?



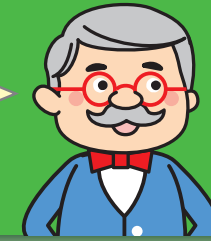
A 一般的に考えて常識的な量を著しく超える場合をいい、個別事案ごとに判断されるのじゃよ。



# 5 その他



その他にも利用者の方に影響があると思われる内容があるのじゃ、それを紹介するぞ。



他にもあるんだね。

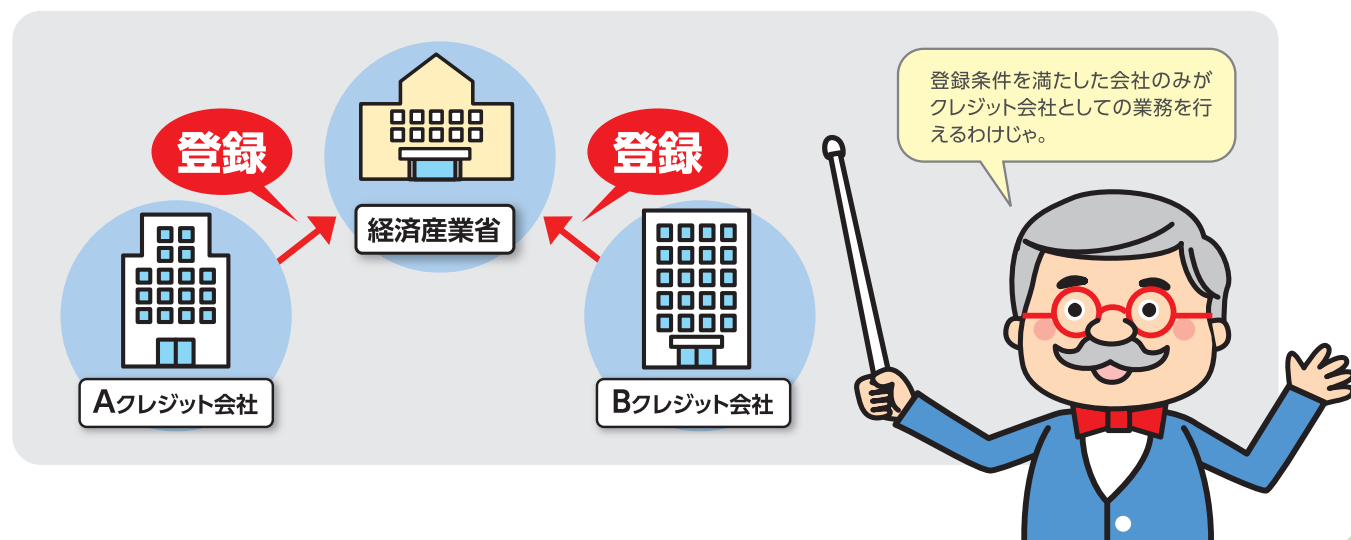
## bonus x2 割賦販売法の適用が拡大 ※「信用購入あっせん」の説明です。

従来の分割払い、リボルビング払いに加えて、ボーナス一括払いや2回払いも割賦販売法の規制の対象となりました。



## 全てのクレジット会社が行政への登録制に

全てのクレジット会社(あっせん業者)について、行政への登録が必要になりました。登録にあたっては一定の条件があり、その条件を満たした会社のみ登録されます。



## クレジット博士のQ&A その④

**Q** 割賦販売法の規制の対象が広がることで何がかわるの?

**A** 割賦販売法で定める**利用者保護規定**(支払い停止の抗弁など)が、これまで規制対象外であった取引にも広がることで、より**利用者保護**が図られるのじゃよ。

**Q** クレジット会社が登録制になることで利用者にはどんなメリットがあるの?

**A** 登録制度になることで、行政がクレジット会社をより**指導・監督**しやすくなり、それが**利用者保護**につながるのじゃよ。